

議案第6号

令和5年度

長門川水道企業団水道事業会計予算

令和5年度長門川水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度長門川水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	8,107	戸
(2) 年間総給水量	2,461,427	m ³
(3) 1日平均給水量	6,725	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
配水管布設工事(栄町安食台地先)		
前新田浄水場電気設備更新工事		
前新田浄水場センターウェル更新工事		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益	571,386	千円	
第1項 営業収益	529,605	千円	
第2項 営業外収益	38,807	千円	
第3項 特別利益	2,974	千円	
	支	出	
第1款 事業費用	503,310	千円	
第1項 営業費用	488,325	千円	
第2項 営業外費用	14,205	千円	
第3項 特別損失	280	千円	
第4項 予備費	500	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出に対し不足する額235,404千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,134千円及び過年度損益勘定留保資金222,270千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入	3,045	千円	
第1項 企業債	1	千円	
第2項 出資金	1	千円	
第3項 国庫補助金	1	千円	
第4項 負担金	3,042	千円	
	支	出	
第1款 資本的支出	238,449	千円	
第1項 建設改良費	165,893	千円	
第2項 企業債償還金	72,556	千円	

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

款	項	事業名	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	水道施設改良事業	平成25年度	68,020
			平成26年度	92,927
			平成27年度	55,661
			平成28年度	59,922
			平成29年度	64,918
			平成30年度	80,653
			令和元年度	94,916
			令和2年度	172,820
			令和3年度	194,557
			令和4年度	171,416
			令和5年度	165,891
			令和6年度	271,260
			令和7年度	289,894
			令和8年度	367,620
			令和9年度	267,817
令和10年度	546,483			
計				2,964,775

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
浄配水場運営業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	千円 875,370
浄配水場機械警備業務委託	令和3年度から 令和7年度まで	千円 10,098
料金関係業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	千円 119,670
会計・管網管理システム賃貸借	令和3年度から 令和8年度まで	千円 6,818
ホームページ管理運営業務委託	令和3年度から 令和7年度まで	千円 1,080
事務用パソコン賃貸借	令和元年度から 令和5年度まで	千円 2,273

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 64,815 千円

(2) 交際費 30 千円

(他会計からの補助金)

第9条 市町会計からこの会計へ補助を受ける金額は120千円である。

(1) 地方公営企業繰出金 120 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産	種類	名称	数量
	構築物	配水用ポリエチレン管φ75mm	289 m
	機械及び装置	前新田浄水場電気設備	1 式
	機械及び装置	前新田浄水場センターウエル	1 式

令和5年2月13日提出

長門川水道企業団 企業長 橋本 浩